

狩猟免許を取って 田畑を守ろう！

有害鳥獣による農林作物への被害が著しく増加し、深刻な問題となっています。一方で、狩猟者は減少し、高齢化が進んでいます。狩猟免許を取って田畑を守りましょう。

狩猟免許試験 予備講習会

- 【日時・場所】**
- ◆7月12日(日) 9時～
県立大学(池キャンパス)
※わな猟のみ
 - ◆8月23日(日) 9時～
春野ピアステージ
※会場変更の場合あり
- 【定員】**各30人 ※先着順
- 【申込方法】**狩猟免許申請書の原本または写しを持参し、6月30日(火)までに、産業振興課または香美猟友会事務局までお申し込みください。
- 【受講料】**7,000円
※補助要件に該当する方は、市補助により無料
- 【補助要件】**市内に住所登録している20歳以上(わな猟は18歳以上)の方で、合格後猟友会へ加入し、有害鳥獣捕獲に継続的に従事できる方。
- 【問い合わせ先】**
産業振興課 ☎53-1062
香美猟友会 ☎53-2188

免許取得補助金

- 【対象者】**市内に住所登録している20歳以上の方で、27年度中に第一種銃猟免許・所持許可証を取得できる方。免許取得後は、予察捕獲班に加入し、有害鳥獣捕獲に継続的に従事できる方。
- 【補助金額】**必要経費の2/3以内(上限額7万円)
※講習受講前に補助申請。支払いは、免許取得後の精算払いです(領収書確認後)。
- 【問い合わせ・申込先】**
産業振興課 ☎53-1062

狩猟免許試験

- 銃等講習会兼試験**
- 【日時】**6月16日(火)・8月18日(火)・10月20日(火) 9時～
- 【場所】**高知県警察本部
- 【申込方法】**講習日の1カ月前から14日前までに警察署で申請手続きを行ってください。
- 【問い合わせ先】**
香美警察署 ☎52-0110
- 第一種銃猟免許試験
わな猟免許試験**
- 【日時】**
- ◆わな猟免許試験
7月19日(日) 10時～
8月30日(日) 10時～
 - ◆第一種銃猟免許試験
8月29日(土) 10時～
- 【場所】**県立大学(池キャンパス)
- 【受験料】**
初心者:5,200円
一部免除者:3,900円
- 【申込期限】**
各試験日の10日前までに必着
- 【問い合わせ・申込先】**
高知県鳥獣対策課
☎088-823-9042
香美猟友会 ☎53-2188

報償金も出ます

狩猟者になり、市から捕獲許可を取得した方が、有害鳥獣を捕獲すると報償金が出ます。

◆平成27年度 報償金(1頭あたり)

ニホンジカ	10,000円
サル	20,000円
イノシシ	8,000円
ハクビシン・ウサギ	2,000円
カラス	1,000円

被害・捕獲報告

市内での平成26年度の有害鳥獣被害および捕獲頭数についてお知らせします。

◆被害報告状況

被害報告件数	79件
林業被害	67万円9千円
農業被害	507万7千円
漁業被害	250万円
合計*	825万6千円

※報告があったものの被害合計額です。

◆捕獲頭数

ニホンジカ	2,543頭
イノシシ	271頭
サル	43頭
ハクビシン	33頭
ウサギ	12羽
カラス	33羽
ハト	8羽
カワウ	29羽

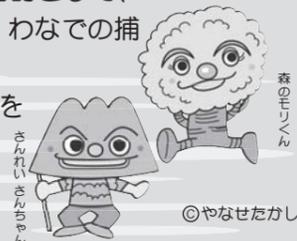
山に入られる方はご注意を！

有害鳥獣による農林作物被害の軽減を目的として、市内の、鳥獣保護区を除く全域で、銃器・わなでの捕獲を行っています。

山道を歩く際には、目立つ服装や、鈴を携帯するなど、十分に注意してください。

【問い合わせ先】

産業振興課総務班 ☎53-1062



CO2削減電気削減コンテスト

家庭部門のCO2排出量の大幅な削減が求められています。香美市地球温暖化対策地域協議会では、今年もコツ(CO2)・コツ(CO2)電気削減コンテストを実施します。

参加方法は？

月間電気使用量の削減に取り組んでいたが、6月・7月・8月のうち、最も前年同月より使用量が減っている1カ月間の検針票(コピー可)をFAX、または郵送してください。台紙は何でもかまいませんが、住所・氏名・電話番号を必ず記入してください。上位5名の方に、表彰状・賞品を贈呈します。

応募締切

FAX・郵送 10月2日(金)



問い合わせ・申し込み先

〒782-8501 ※住所記載不要
香美市地球温暖化対策地域協議会
事務局：まちづくり推進課環境班
☎53-1061 FAX53-5958

ヒナを拾わないで！！



野鳥のヒナが地面に落ちていることがあります。巣立ち前のときなど、うまく飛べずに落ちるヒナがいます。しかし、けがをしていなければ、親鳥がエサをあげたり、育てているうちに、少しずつ飛べるようになります。

また、親鳥は人がヒナの近くにいと警戒して近づけません。ヒナに手を出さず、その場を去りましょう。

なお、けがをしている、希少種など、放っておけないと判断される場合は、ご連絡ください。

※野鳥を許可なく捕らえたり、飼うことはできません。

【問い合わせ先】産業振興課 総務班 ☎53-1062



危険物安全週間 6月7日(日)～13日(土)

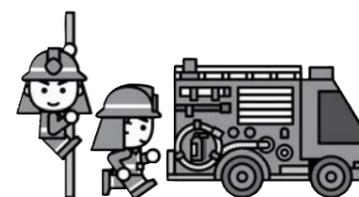


統一標語『無事故へと気持ち集中はっけよい』

ガソリン・灯油等の石油類をはじめとする危険物は、私たちの生活に欠かすことのできないものとなっていますが、取り扱い方法を誤ると、火災等の災害を誘発する危険性を持っています。

危険物安全週間は、危険物に対する意識の高揚および啓発を図り、危険物による事故を未然に防ぐことを目的としています。

☆ご家庭の身近な危険物にも ご注意ください!!



私たちの身の回りには、潤滑油スプレー、ヘアスプレー、マニキュア除光液など危険物を使用した製品が多くあります。

普段の取り扱いや保管方法にも注意が必要ですが、特にごみとして廃棄するときに、中身が入ったまま捨てることはごみ収集車の火災にもつながり、大変危険です。

また、灯油などの容器は、地震の際に転倒し飛散しないように備えてください。

【問い合わせ先】消防本部消防課 予防係 ☎53-4176